

概要

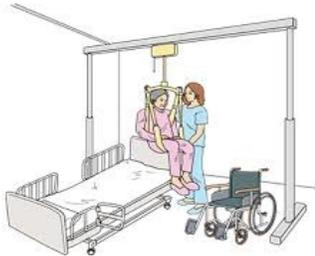
在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方の「介護者なき後」に備えた受入環境を整備し、安心して日常生活を送ることができるよう、**平成30年度より、障害者支援施設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助する制度を創設。**

補助対象

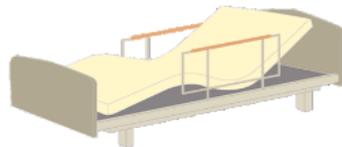
- ① 障害者支援施設
- ② グループホーム

補助内容

- ① 介護機器等の導入に係る経費 (補助率：定額,3/4,1/2,1/4)



(介護リフト)



(介護ベッド)

- ② 介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の人材確保等に係る経費

(補助率：定額,3/4,1/2,1/4)

今後の方向性

引き続き、自動車事故により重度後遺障害を負われた方の積極的な受け入れが可能な施設等を拡大し、日常生活支援に関する将来の不安解消を図る。

背景

● 「介護者なき後」に備えた重度後遺障害者の受入環境の不足

自動車事故による後遺障害を負われた方を介護するご家族の高齢化の進展等により、介護が困難になった後には障害者支援施設等が受け皿となり得るが、**受入可能な施設が不十分。**

具体的な課題

- ・ 介護機器等の未導入・老朽化により、安全・安心な介護が困難
- ・ 喀痰吸引等の医療行為を行える職員が少ない(夜間体制が不十分)

 **医療機器等の導入・介護職員等の人材確保等に支援が必要**